

熊本大学における障がいのある学生等に対する合理的配慮対応指針

平成 29 年 1 月 30 日

学 長 裁 定

令和元年 10 月 17 日一部改正

令和 4 年 10 月 5 日一部改正

令和 6 年 7 月 16 日一部改正

熊本大学障がい学生支援室（以下「学生支援室」という。）は、「熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に関する基本方針」（平成 28 年 9 月 1 日学長裁定。以下「基本方針」という。）第 5 条の規定に基づき、合理的配慮の提供を実施するための対応指針を制定する。

（目的）

第 1 条 本指針は、熊本大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生等及び入学志願者に対する合理的配慮を迅速かつ的確に対応することにより、合理的配慮を希望する学生が充実した学生生活を送る環境を提供すること及び障がいのある入学志願者が障がいのない入学志願者と平等に受験できる環境を提供することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある学生等 基本方針第 2 条第 1 項に規定するものをいい、本学の入学試験に合格し、入学を予定している者を含むこととする。
- (2) 障がいのある入学志願者 基本方針第 2 条第 2 項に規定するものをいう。

（申請手続）

- 第 3 条 障がいのある学生等が、合理的配慮を希望する場合は、合理的配慮申請書（別紙様式 1）及び根拠資料（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、専門家の所見、大学入学前の支援状況の資料等）（以下「合理的配慮申請書等」という。）を所属する学部、学環、研究科、教育部、別科又は専攻科の長（以下「学部長等」という。）へ提出する。ただし、根拠資料の提出を要しないと学部長等が認める場合は、根拠資料の提出を省略することができる。
- 2 合理的配慮を受けている学生で、継続して合理的配慮を希望する場合は、合理的配慮期間が終了する前までに前項の手続を行うものとする。
 - 3 前 2 項の手続に際して、障がいのある学生等から事前相談や申請手続に関する支援依頼があったときは、学生支援室の担当者が助言を行う。

（合理的配慮検討会）

- 第 4 条 合理的配慮申請書等を受理した学部長等は、合理的配慮検討会（以下「検討会」という。）を開催し、申請内容について審議する。ただし、学部長等は、合理的配慮を受けている学生が継続して合理的配慮を申請する場合で、当該申請の内容が現在の合理的配慮の内容と同一又は類似の内容であると認めるときは、検討会での審議を省略することができる。
- 2 出席者は、合理的配慮の申請を行った障がいのある学生等（以下「申請者」という。）、所属する学部、学環、研究科、教育部、別科又は専攻科（以下「学部等」という。）の教務担当職員、担当教員等とする。
 - 3 申請者は、検討会には可能な限り出席するよう努めるものとする。
 - 4 学部長等は、必要があるときは、学生支援室の担当者その他合理的配慮に関係する者を検討会に出席させ、意見を聴くことができる。
 - 5 申請者及び学部長等は、検討会で合理的配慮の調整・方針に関する方向性について協議し、合意形成を図った上で合意書（別紙様式 2）を 2 通作成し、申請者及び学部等の長がそれぞれ 1 通を保有する。ただし、第 1 項ただし書の規定により検討会の審議を省略した場合は、合理的配慮を決定したときの合意書の内容に基づき、合理的配慮の継続に当たっての合意書を 2 通作成し、申請者及び学部等の長がそれぞれ 1 通を保有する。

6 学部等の事務担当者は、合意書の写しを学生支援室に提出する。

(合理的配慮の実施)

- 第 5 条 学部長等は、前条の検討会の結果、障がいのある学生等が教養教育の授業において合理的配慮を必要とする場合は、大学教育統括管理運営機構長（以下「機構長」という。）に合理的配慮願（様式任意）を提出する。
- 2 合理的配慮願を受理した機構長は、教養教育の授業担当教員に合理的配慮を指示するものとする。
- 3 学部長等は、前条の検討会の結果、障がいのある学生等が専門教育の授業において合理的配慮を必要とする場合は、学部長等から専門教育（研究科及び教育部における研究指導を含む。）の授業担当教員に合理的配慮を指示するものとする。
- 4 学部長等は、障がいのある学生等が施設面等において合理的配慮を必要とする場合は、合意書に記載されている内容に基づき該当する部署に対応を依頼する。
- 5 学生支援室の担当者は、学部長等から学生支援室に支援要請がある場合は、合意書に記載されている内容に基づき支援を行うものとする。

(報告書)

- 第 6 条 合理的配慮を受けた学生等は、各ターム終了時期を目安に、合理的配慮に関する報告書（以下「報告書」という。）（別紙様式 3）を学部長等に提出する。
- 2 学部長等は、報告書にコメントを記載の上、保有するとともに学部等の事務担当者は、報告書の写しを学生支援室に提出する。
- 3 学部長等及び学生支援室長は、報告書を基に合理的配慮に関する評価及び見直しを実施し、必要に応じて第 2 ターム及び第 4 ターム終了時に学部等と学生支援室で情報交換を行うこととする。

(異議申立て)

- 第 7 条 合理的配慮を申し出た学生のうち、本学の合理的配慮に関する対応に異議がある者は、学生支援室運営委員会に異議申立てを行うことができる。

(その他の支援)

- 第 8 条 障がいのある学生等は、学生支援室に支援申請書・個人情報取扱同意書（別紙様式 4）を提出することにより個別の支援を受けることができる。

(障がいのある入学志願者への合理的配慮)

- 第 9 条 障がいのある入学志願者からの受験及び入学後の修学に関する合理的配慮の相談（以下「事前相談」という。）については、入学を志願する学部等の長（以下「志願学部等の長」という。）又は入試課で第一次対応を行い、必要に応じて学生支援室の担当者が助言を行う。
- 2 障がいのある入学志願者が事前相談を希望する場合は、障がい等のある入学志願者との事前相談票（別紙様式 5）を志願学部等の長へ提出しなければならない。学部、学環への入学志願者は入試課へ、大学院への入学志願者は各研究科又は各教育部の教務担当へ提出するものとする。
- 3 志願学部等の長及び入試課において、障がいのある入学志願者に対する合理的配慮が必要と判断する場合は、志願学部等の長は合理的配慮に関する検討会を招集し、開催することができる。この場合において検討会については第 4 条の規定を、入学後の修学に関する合理的配慮の実施については第 5 条の規定を準用する。

附 記

この指針は、平成 29 年 1 月 30 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この指針は、令和元年 10 月 17 日から実施する。

附 記

この指針は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。

附 記

この指針は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。